しかしながら、今後の地域主権改革の進展や少子高齢化等の課題を踏まえれば、市町村の行財政基盤の強化は引き続き必要であり、その手法として自ら合併を選択する市町村に対して合併を円滑にする措置を引き続き実施するため、財政措置も含めた制度の整備を行うべきである。

併せて、これまでに合併した市町村に対し、市町村合併支援プラン等で示された財政措置を確実に行うべきである。

5　財政健全化法に基づく財政規律の確保

平成19年６月に制定された地方公共団体財政健全化法が、平成21年度から財政健全化計画及び財政再生計画の策定の義務づけ等の規定も含め、本格的に施行された。

財政指標が基準以上となった団体にあっては、議会の議決を経た財政健全化計画等に基づいて、財政の健全化に向けた取組を着実に実施する必要がある。

また、地方公共団体財政健全化法は、全ての地方自治体を対象として財政の健全化を図ることを目的としており、基準未満の地方自治体においても、法の趣旨を十分理解の上、不断に財政健全化に取り組まなければならない。

そのためには、各地方自治体において、財政指標の単純な評価のみではなく、行政改革の進捗状況、財政構造の弾力性及び将来にわたる財政負担の見込み等を把握し、総合的に財政状況を評価することが必要である。

財政指標の公表の際には、住民や議会への説明責任の観点から、財政指標の分析、他団体との比較等を行った上で、住民に対してわかりやすく説明すべきである。また、財政健全化計画等及びその実施状況の公表等は、住民自治による財政の健全化を推進する上で必要なものであり、基本方針や具体的方策について分かりやすく公表するよう努める必要がある。

6　公共サービス基本法の精神に則った適切な公共サービスの提供

公共サービス基本法が本年７月１日に施行され、公共サービスの実施並びに公共サービスに関する施策の策定及び実施は、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として行わなければならないとの基本理念が定められたところである。

各地方自治体においては、公共サービス基本法の基本理念に則り、以下の事項に留意しつつ、安全かつ良質な公共サービスが、確実、効率的かつ適正に実施されるよう努めることが重要である。

⑴　公共サービスの効率的な実施

国・地方を通じる厳しい財政状況の中において、真に住民生活に必要な施策・課題等については重点的に対応しつつ、簡素で効率的な行政を実現するため、不断に行政改革に取り組むことが求められている。

これまで地方自治体は、集中改革プランに基づく行政改革の取組を懸命に進め、大幅な定員純減に取り組んでいる。[*4]また、給与についても、地域の民間企業の給与水準の反映、技能労務職員の給与等の見直し、情報開示の徹底等に取り組んでいる。[*5]

しかしながら、行政改革については、住民から強い関心が寄せられているところであり、国民の理解や信頼のもとに地方一体となって地域主権の確立や税制の抜本改革を推進していくためにも、各地方自治体においては、地域の実情を踏まえつつ、引き続き自主的に行政改革に取り組んでいかなければならない。

こうした地方自治体の取組を支援するため、総務省においては、集中改革プラン等による取組の成果の検証等を踏まえ、今後の各地方自治体の行政改革の推進のため適切な情報提供を行っていく必要がある。

また、地方自治体の定員に関わる必置規制や職員配置基準などの制度・施策について政府全体として積極的な見直しを行うとともに、地方自治体の行政改革に支障を来すような施策を厳に抑制することが不可欠である。

⑵　住民への適切な情報提供のための地方公会計の整備

地方自治体の公会計については、２つの公会計モデルを活用し、全ての地方自治体において、連結財務書類４表が早期に整備されるように、その取組を更に一層促進しなければならない。また、財務書類を住民へ提示するに当たっては、必要な説明や分析を加えた分かりやすい公表に配慮することが重要である。

⑶　地方公営企業、地方公社及び第三セクターの抜本改革

地方公営企業、地方公社及び第三セクターについては、地方公共団体財政健全化法の施行及び第三セクター等改革推進債の創設等を踏まえ、存廃を含めた抜本改革に集中的に取組み、一層の経営健全化、将来的な財政負担の明確化及びその計画的な削減に努めるべきである。

また、公営企業の抜本的な改革や資本費負担の軽減等を通じた経営基盤の強化等の課題に対応するため、所要の地方財政措置を講じるべきである。特に、病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」を踏まえて策定された「改革プラン」に基づく公立病院改革を推進するとともに、地域医療確保の観点から、公立病院に関する財政措置の充実を図る必要がある。

⑷　地方公営企業の会計制度等の改革

地方公営企業会計制度等については、地方分権改革とも結びついたこれまでの議論を踏まえ、所要の法令改正を検討すべきである。また、新たな会計制度の円滑な導入等に向けて、所要の地方財政措置を講じるべきである。

⑸　新しい公共サービスの担い手の育成

近年、少子高齢化の進展や男女共同参画社会の形成に伴い、従来家族や共同体が担ってきたものが公共サービスなどに変わることにより公共の守備範囲が拡大している。その一方で、住民のニーズが多様化・高度化し、行政のみがこれに対応していくことは質的にも量的にも限界にきている。

このような中で、行政と住民の役割分担を再検討し、地域コミュニティやＮＰＯ、その他の住民団体等の多様な主体による公共サービスの提供を実現していくために、これらを総合的、包括的にマネジメントする組織としての「地域協働体」の構築や、新しい公共サービスの担い手となる人材の育成を推進する必要がある。

第五　おわりに　～地域主権の確立に向けて～

1　地域主権を確立するための基本法の制定

地域主権改革は、地域間の格差を拡大させるものであってはならず、地域が個性を発揮することにより活気に満ちた地域社会をつくり出すものでなければならない。そのために、地方税を中心としつつ、一層強化した財政調整制度を備えた地域主権型地方財政の確立が必要であることを述べてきた。

今後、地域主権の確立に向けた推進力とするために、地域主権の基本原則を基本法という形で示すことが必要ではないかと考える。

そして、この基本原則に則り、国の責務と地方の責務を踏まえた、地方における積極的な施策展開、「自立と創造」による地方独自の施策展開がなされることを期待する。

2　地域主権の理念に照らした政策判断の必要性

地域主権社会においては、国の政策変更を一方的に地方に押しつけることは不適当である。国の政策の変更に当たっては、地方への配慮が必要であり、積極的に国と地方の協議の場で議論するなど、その適切な運用が必要である。

その際、地方に事務・事業の執行や財政支出を求めようとする場合においては、地域主権の原則に照らし、適切に政策判断を行うべきである。

以上、本意見が真の地域主権社会の実現に資するものとなるよう願い、結びに代えたい。

＊１　「社会保障制度に関する特別世論調査」（平成20年９月）によれば、社会保障制度に対する満足度は「不満」が75.7％となっている。社会保障制度の中で満足していない分野については、「年金制度」（69.7％）、「医療制度」（56.4％）、「介護制度」（53.3％）、「少子化関連（出産・育児支援）制度」（42.4％）などとなっている。

＊２　「強制された乗客」＝forced rider

＊３　平成22年３月31日見込み

＊４　平成17年４月１日から平成22年４月１日までの５年間の数値目標は、地方全体で▲6.4％（国は▲5.7％）となっており、すでに平成21年４月１日までの純減実績は、▲6.2％となっている。

＊５　例えば、給与水準は、平成16年から５年連続で国の水準を下回っている（平成20年４月１日現在のラスパイレス指数98.7。）。

発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門四丁目二番五号　〒105-8501　電話　03(3587)4294
定価　一カ月1,656円（本体1,535円）　本号一部1,656円（本体1,535円）　（配送料別）
第三種郵便物認可　平成二十一年十二月二十八日